



平成 25 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 三菱重工業株式会社
代表者 取締役社長 宮永 俊一
(コード番号 7011)
上場取引所 東 大 名 福 札
問合せ責任者 社長室広報部長 中山 明彦
(TEL03-6716-3111)

株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三菱重工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会において、株式会社東洋製作所（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード番号：6443、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 5 月 31 日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 7 月 11 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

三菱重工業株式会社
東京都港区港南二丁目 16 番 5 号

(2) 対象者の名称

株式会社東洋製作所

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,120,777 株	6,929,000 株	一株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（6,929,000 株、所有割合 31.07%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成 25 年 2 月 13 日に提出した第 74 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ii)平成 25 年 5 月 30 日現在における公開買付者が所有する対象者の普通株式（以下

「対象者普通株式数」といいます。) (8,295,000株)、(iii) 当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社(以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。)が所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに(iv) 当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムの取締役である松井博治氏(以下「当社関連会社役員」といいます。)が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株)に、(b) 当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数です。なお、当社関連会社役員が平成25年5月30日において所有する対象者普通株式数は、15,000株ではなく、1,000株であったことが平成25年5月31日後に判明いたしました。これにより、上記買付予定数の下限が変更されるものではありません。

(注3) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)及び当社が、平成25年5月30日現在所有する、対象者普通株式(8,295,000株)を控除した株式数(13,120,777株)となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成25年5月31日(金曜日)から平成25年7月11日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、542円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,929,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(12,339,702株)が買付予定数の下限(6,929,000株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成25年7月12日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	12,339,702 株	12,339,702 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	12,339,702 株	12,339,702 株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	8,295 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.73%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	975 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.55%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	20,634 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.35%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	21,385 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成25年6月27日提出の第74期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成25年6月27日に提出した第74期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(22,296,204株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)を控除した株式数(21,415,777株)に係る議決権の数(21,415個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成 25 年 7 月 19 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 25 年 5 月 30 日付で公表した「株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されています。しかしながら、本公開買付け後の一連の手続を実行することにより、当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三菱重工工業株式会社

（東京都港区港南二丁目 16 番 5 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上